

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月30日

茨城県知事 殿



住 所 茨城県水戸市笠原町600-62
氏 名 茨城セキスイハイム株式会社
代表取締役社長 鈴木 芳仁
電話番号 029-303-8161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	茨城セキスイハイム株式会社茨城県内各工事現場（水戸市を除く）
事業場の所在地	茨城県内各所（水戸市を除く）
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	売上高269億円（2023年度）
③ 従業員数	385名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 再生処理業者に委託 → 再生砕石として再資源化 木くず → 再生処理業者に委託 → 再生資源原料・燃料として再資源化 ガラスくず → 再生処理業者に委託 → 再生資源原料として再資源化 石膏ボード → ①再生処理業者に委託 → 再生資源原料として再資源化 ②管理型埋立施設に委託 混合廃棄物 → ①再生処理業者に委託 → 再生資源原料として再資源化 ②焼却（熱回収） → 燃えがらは固形化し路盤材。 ③管理型埋立施設に委託 繊維くず → ①再生処理業者に委託 → 再生資源原料・燃料として再資源化 ②焼却（熱回収） → 燃えがらは固形化し路盤材。 紙くず → 再生処理業者に委託 → 再生資源原料・燃料として再資源化 金属くず → 再生処理業者に委託 → 再生資源原料として再資源化 廃プラ → ①再生処理業者に委託 → 再生資源原料・燃料として再資源化 ②焼却（熱回収） → 燃えがらは固形化し路盤材。 石綿含有廃棄物 → 管理型埋立施設に委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙①の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2023年度）実績】							
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	石膏ボード	混合	繊維くず
	排出量	5136t	1757t	333t	330t	878t	40t
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃プラ	石綿含有 廃棄物			
	排出量	78t	24t	63t			
	(これまでに実施した取組) 工場積込み部材のリサイクルの推進。（石膏ボード・木くず・段ボール等）						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	石膏ボード	混合	繊維くず
	排出量	5000t	1500t	300t	300t	800t	40t
	産業廃棄物の種類	金属くず	廃プラ	石綿含有 廃棄物			
	排出量	70t	20t	60t			
	(今後実施する予定の取組) 工場生産依頼時に現地施工積込み部材の最小化を図り、余剰廃棄部材の削減を図る。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類・木くず・ガラスくず・廃プラ・金属くず・石膏ボードに 分別するとともに、石綿含有廃棄物についても他の廃棄物に混入し ないように確実に分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別を確実に実施し混合廃棄物をできるだけ少なくする。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
② 計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 実施していない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（2023年度）実績】			
①・現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物・組織図管理体制

2023年4月作成

